

○熊本県少年保護育成条例に基づく推奨及び指定に関する認定基準

(昭和 46 年 6 月 12 日告示第 565 号)

改正 平成元年 8 月 23 日告示第 646 号 平成元年 9 月 22 日告示第 716 号

熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年条例第 30 号)に基づく推奨及び指定に関する認定基準を次のように定める。

1 第 5 条の規定による推奨に関する認定基準

条例第 5 条(優良興行等の推奨)第 1 項において、「少年を健全に育成するうえに有益であると認めるもの」とは、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 人間的愛情を豊かに育てるもの
- (2) 社会の良識と倫理観念のかん養に役立つもの
- (3) 正しい知識と教養を深めるもの
- (4) 思考力、批判力又は観察力を養うもの
- (5) 美に対する感覚を洗練し、豊かに育てるもの
- (6) 健全な娯楽作品としてすぐれたもの
- (7) その他健全な心身の成長に役立ち、福祉の向上に資するもの

2 第 7 条、第 9 条及び第 11 条の規定による指定に関する認定基準

条例第 7 条(有害興行の観覧の禁止)第 1 項、条例第 9 条(有害図書等の禁止)第 1 項及び条例第 11 条(有害広告物の制限)において、「著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するなど少年の健全な育成を阻害すると認めるとき」とは、原則として次の各号に掲げるものであると認めるときとする。

(1) 著しく性的感情を刺激するもの

ア 男女の肉体の全部若しくは一部を露骨に表現し、性的しゅうち又は卑わいな感じを与えるもの

イ 性行為、変態性欲に基づく行為若しくはわいせつな行為を露骨に表現し、又は容易に連想させるもの

ウ せりふ、説明若しくは口上又は歌曲類が、著しく卑わいな感じを与えるもの

エ 医学的、民俗学的その他学術的な内容であっても、性に関する描写若しくは表現が少年に対し卑わい又はせん情的な感じを与えるもの

オ その他素材、描写又は表現が、前記各号と同程度に卑わいな感じを与えるもの

(2) 著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの

ア 社会道徳や法律に反する暴力を容認し、かつ、賛美するような描写をしたもの

イ 殺人、傷害、暴行等の準備又は実行行為を、模倣可能なように詳細かつ刺激的に描写したもの

ウ 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面や、拷問、私刑、虐待等殺傷による肉体的苦痛又は言語等による精神的苦痛を刺激的に表現し、若しくは描写しているもの

エ その他素材、描写又は表現が、前記各号と同程度に著しく粗暴性、残虐性を助長するもの

3 第10条による指定に関する認定基準

条例第10条(有害がん具類等の販売等及び所持の禁止)第1項において、「少年の健全な育成を阻害すると認めるとき」とは、原則として次の各号に掲げるものであると認めるときとする。

- (1) 銃砲刀剣等をかたどったもの、飛び道具又は投げることを目的としたもので、身体に危害を与え、又は犯罪行為を誘発するおそれの強いもの
- (2) 煙火等発火の機能を有するもので、身体又は財産に危害を与えるおそれの強いもの
- (3) 形状、構造又は機能が、性的感情を刺激し、又は射幸心を助長するなど、少年の精神面に悪影響を及ぼすおそれの強いもの
- (4) その他形状、構造又は機能が、前各号と同程度に著しく少年の心身に危害を及ぼし、若しくは卑わいな感じを与えるもの

改正文 抄

- 1 昭和52年5月1日から施行する。

改正文(平成元年8月23日告示第646号)抄

- 1 平成元年8月23日から施行する。

改正文(平成元年9月22日告示第716号)抄

- 1 平成元年9月29日から施行する。